

吉川市産業振興計画

吉川市 産業振興部 商工課

平成30年11月

第1章 吉川市産業振興計画の目的と考え方

1. 目的

平成30年4月1日施行の「吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例」(以下、条例という。)において、産業振興の理念として、「事業者、勤労者、市民及び市の協働に基づいた産業振興施策により、市の発展を図るとともに、市民が幸福実感を得られるまちづくりを推進する」と定めています。事業者、勤労者、市民及び市が協働して産業振興を通したまちづくりに取り組むため、吉川市の産業振興の基本的方向を示し、推進する具体的施策などを明らかにすることを目的とし、吉川市産業振興計画(以下、本計画という。)を策定します。

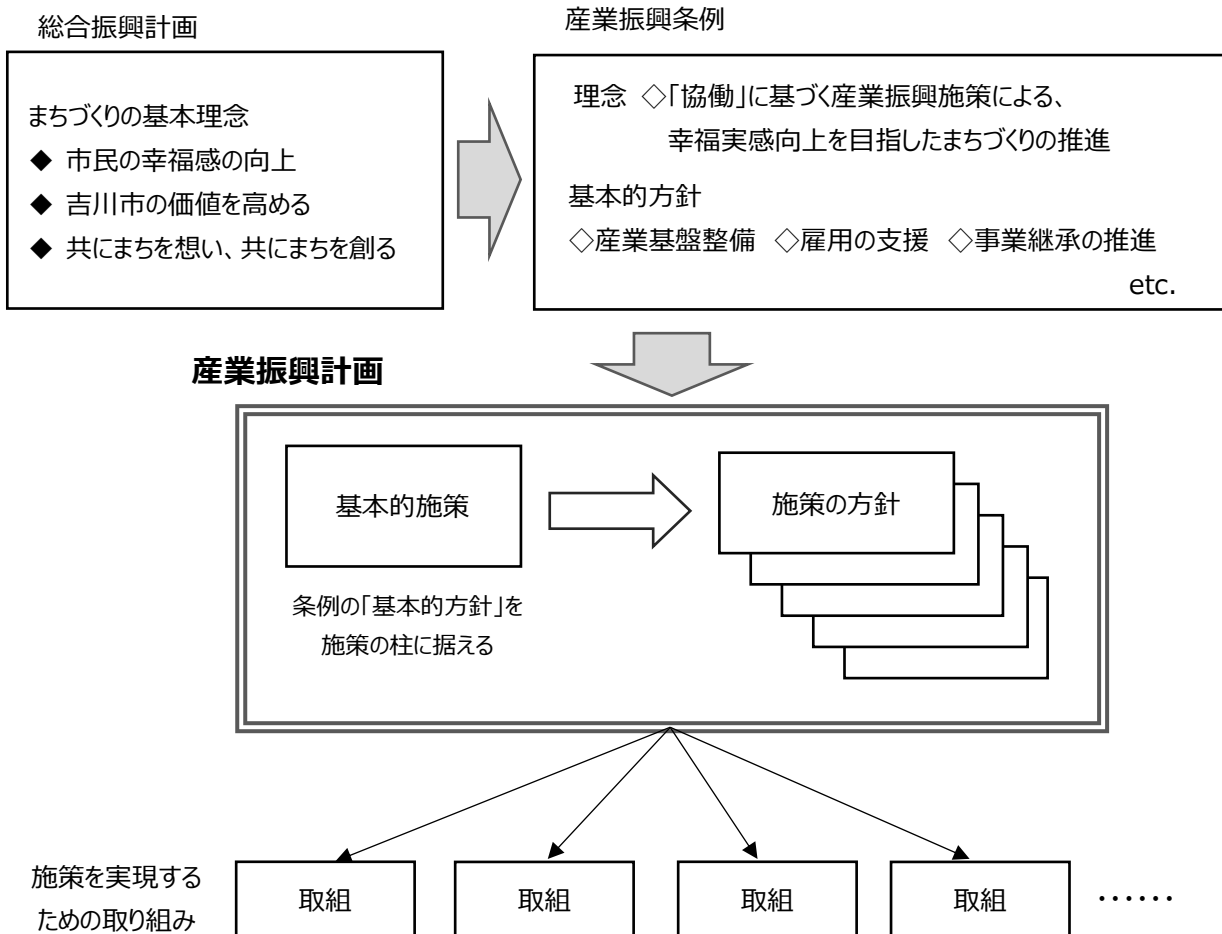
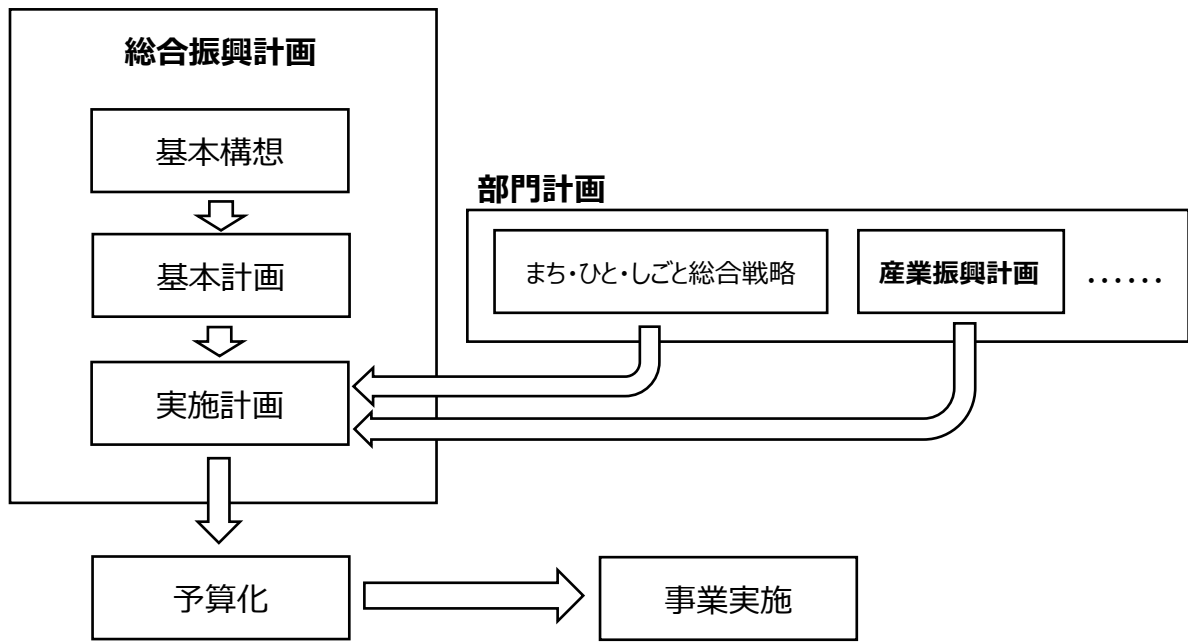
2. 本計画の位置づけ

本計画は、条例第10条の規定に基づき、産業の振興に関する目標や施策を示すものであり、本計画における「産業」とは、農業、商業、工業を含みます。本計画での産業の振興に関する施策の範囲としては、市内の農・商・工業者、勤労者、市民を施策の直接の対象とする取組のほか、間接的に産業の振興に繋がるもの(例:駅前再整備、道路整備など)についても、既存の計画・方針等との整合性を保ちながら、産業振興の施策の範囲内として取り扱います。

また、条例第5条第2項の規定のとおり、本計画に示す産業振興施策は、市の最上位計画である「第5次吉川市総合振興計画」(以下、総合振興計画という。)や「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の諸計画の関連施策と整合性を保つものとし、本計画によって総合振興計画の達成を推進します。

なお、総合振興計画は、まちづくりの目標を明示した「基本構想」、基本構想が示す将来像に向けた施策の枠組みを明示した「基本計画」、基本計画を受けて遂行すべき事務事業の内容と目標を明示した「実施計画」から構成されています。本計画は、原則2年ごとに見直しを行う「実施計画」に影響を与え、予算化、事業化を推進するものとなります。

《計画の位置づけ》



3. 本計画の策定・評価・変更について

本計画の策定・評価・変更(見直し)については、条例第10条に規定のとおり、事業者、勤労者、市民、有識者の意見を聴いて行います。

○産業振興基本条例より抜粋 (産業振興計画)

第10条 市長は、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業振興に関する計画(以下「産業振興計画」という。)を策定するものとする。

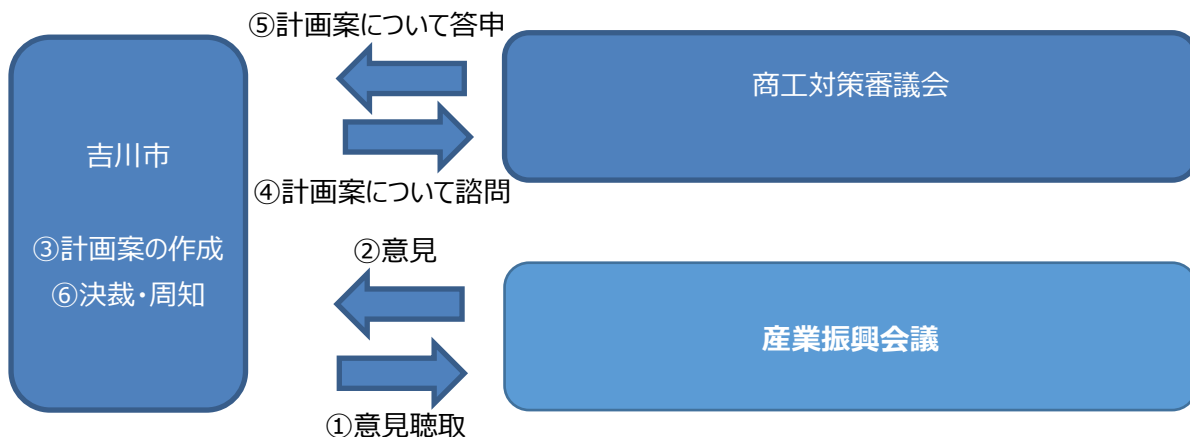
2 産業振興計画は、第3条に規定する基本理念及び第4条各号に掲げる基本の方針を踏まえたものでなければならない。

3 市長は、産業振興計画の策定、変更又は評価をするに当たっては、事業者、勤労者、市民、有識者等の意見を聴かななければならない。

4 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

《会議体構成》



4. 計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、総合振興計画の計画期間を踏まえたものとするため、平成31年から平成33年までの3年間で第1期と定めます。

条例の趣旨を考慮し、経済状況等の変化や計画の進捗状況、国及び県の動向などを見据えながら、必要に応じて変更を行います。

第2章 産業振興の基本的な方針

1. 産業振興の理念

産業の発展は、まちの発展に深く関わっていて、その目的は生活を豊かにすることにあります。そのため、産業振興は「まちの幸せ」につながらなければなりません。そこで、経営を担う人、働く人、商品を購入する人、一人ひとりがそれぞれの立場で幸せを感じられるまちを目指し、事業者、勤労者、市民及び市の「協働」によってまちづくりを推進することを基本理念に定めました。産業振興を通し、市内で働く人、市内に住む人の幸福実感を追求することを目指します。

2. 農業・商業・工業の一体化

市のおよそ4割を田畑が占める吉川市にとって、農業の振興はとても重要です。農業、商業、工業を同じ枠組みの中で捉え、農業も「産業」の一つとして位置づけて、産業振興を図ります。

3. 目指すまちの姿

産業振興を通し、一人ひとりの幸福実感の向上を目指します。そのため、条例では、事業者、勤労者、市民及び市の四者の役割を定めています。

事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用環境の充実及び円滑な事業承継を図り、勤労者の生活を保障し、自主的な事業活動の維持及び発展に努めます。また、地域社会を構成する一員として、豊かな地域社会の実現に努めます。

勤労者は、自身の知識や技能こそが市内産業を支えていることを理解し、勤労や消費行動を通して、市内産業振興への協力を努めます。

市民は、市の歴史、文化及び産業について理解を深め、主体的にまちづくりに参加し、市内産業振興への協力を努めます。

市は、産業振興に関する情報の収集と提供に努め、事業者・勤労者・市民と産業振興について意見交換できる場を設け、産業振興に関わる計画を定め、財政上の措置を講じます。

これらの役割の下、目指すまちの具体的な姿を次のとおり定めます。なお、社会情勢やニーズの変化によって、目指す姿を変える必要性もあります。そのため、計画の修正とあわせ、目指す姿についても、必要に応じて見直すこととします。

①働きやすく、働きがいのあるまち

市内で働ける環境を整えることで、職場と家庭の距離が縮まり、家族との時間や地元で活動する時間が
増え「まちづくり」の大きな力を生み出します。

②新たな挑戦を推進するまち

新たな挑戦を推進し、起業・創業が盛んなまちを目指します。女性・高齢者・障がい者など、さまざまな
人が活躍できる場も増えていくことで、「まちの発展」につなげます。

③産業界と行政が連携するまち

産業界と行政の連携を深め、企業の人材確保や、まちの災害対策を強化します。

④市内事業者間の連携が盛んなまち

市内事業者同士が連携を深め、新商品開発や販路拡大を共同で行い、市内経済の大きな発展を目指
します。

⑤地産地消と地域ブランドを推進するまち

地元で作られた安心・安全の商品や農産物を吉川市に訪れた人へのおもてなしにも活かせるように充
実させます。

⑥産業と教育が連携するまち

産業界と連携し、将来の吉川を担う子どもたちに「ものづくり」の素晴らしさを伝えて、人材育成や「まちの
歴史や文化」の理解につなげます。

第3章 産業振興施策

1. 基本的方針

条例第4条の「基本的方針」に基づき、下記の14項目を産業振興施策の柱とします。

1. 産業基盤の整備
2. 挑戦の推進
3. 円滑な事業承継の推進
4. 経営基盤の強化
5. 雇用/就労の支援とワークライフバランスの推進
6. 職住近接の推進
7. 産業経済団体との連携強化
8. 地域ブランドの推進
9. 観光基盤整備による産業の振興
10. 危機管理の強化
11. 環境負荷を低減するエネルギーの活用
12. 産業を通じた子どもの教育の推進
13. 市民への情報提供の推進
14. 産業を通じたシティプロモーションの推進

事業者、勤労者、市民及び市の協働によるまちづくりを推進するため、農業、商業、工業の各産業分野において、関係機関と連携を図りながら、各基本的施策に応じた事業を展開します。各基本的施策に対応する施策の方針については次の表のとおりです。

基本的方針	施策(案)	総合振興計画対応箇所
1. 産業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 工業団地の整備 ◇ 道路の利便性の向上 ◇ 計画的な土地利用の推進 ◇ 農業生産基盤整備の推進 	第4章第7節 第4章第3節 第4章第1節 第4章第5節
2. 挑戦の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 起業・創業を推進する環境の整備 ◇ 多様な人材の活躍の場の創造 ◇ 事業者連携による挑戦の推進 	第4章第6・7節 第4章第6・7節 第4章第6・7節
3. 円滑な事業承継の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 後継者育成の推進 ◇ 事業売却、合併による事業承継の推進 	第4章第6・7節 第4章第6・7節
4. 経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業情報発信、事業者間交流の推進 ◇ 融資制度の拡充 ◇ 国内外の展示会等への出展推進 ◇ 経営改善の支援 	第4章第6・7節 第4章第6・7節 第4章第6・7節 第4章第6・7節
5. 雇用/就労の支援とワークライフバランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 女性活躍の推進 ◇ 高齢者活躍の推進 ◇ 障がい者活躍の推進 ◇ 外国人活躍の推進 ◇ 人材マッチングの推進 ◇ 企業内保育所の設置推進 ◇ ワークライフバランスの推進 ◇ 労働環境の充実 	第1章第2節、第4章第8節 第2章第3節、第4章第8節 第2章第4節、第4章第8節 第4章第8節 第4章第8節 第2章第2節、第4章第8節 第1章第2節、第4章第8節 第4章第8節
6. 職住近接の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 職住近接の推進 	総合振興計画 基本構想
7. 産業経済団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市内経済団体との連携事業強化 	第4章第5～8節
8. 地域ブランドの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域ブランドを用いた活性化 ◇ アンテナショップ、直売所の充実 	第4章第5～8節、第6章第8節 第4章第5～8節
9. 観光基盤整備による産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市と市内事業者との協働イベントの推進 ◇ 市内観光資源の充実 	第4章第5～9節 第4章第9節
10. 危機管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害時の相互協力の推進 ◇ 防災・減災に対する意識の高揚 	第3章第5節 第3章第5節
11. 環境負荷を低減するエネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 持続可能な社会を支えるエネルギー活用の促進 	第3章第4節
12. 産業を通じた子どもの教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 産業への理解の機会創出 ◇ 将来の産業を担う人材の育成 ◇ 教育機会の提供 	第4章第5～7節 第5章第2・5節 第5章第2・5節
13. 市民への情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 情報交換の機会創出 ◇ 市民参加型のイベント開催の推進 	第6章第1節 第4章第5～9節
14. 産業を通じたシティプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 産業を通じたシティプロモーション ◇ 市の産業の歴史、文化の理解推進 	第4章第9節、第6章第8節 第6章第8節

2. 各施策の内容

2. 1. 産業基盤の整備

(1) 工業団地の整備

市内企業の事業拡大、企業誘致の推進には、用地の確保が課題となります。既存工業団地の拡充と新規工業団地の開発を推進するため、県・国との調整や事業者のニーズについての情報収集に努め、開発手法を研究し、事業化を図ります。

(2) 道路の利便性の向上

吉川市は、地理的にも東京都の玄関口に位置し、交通の要衝で物流に適した立地にあるため、産業振興において、道路網の整備が重要です。吉川橋の架け替えの促進、東埼玉道路、三郷流山線、三郷吉川線、浦和野田線の整備の促進、越谷吉川線や越谷総合公園川藤線の整備を推進します。

(3) 計画的な土地利用の推進

社会経済情勢や産業構造の変化に柔軟に対応するため、都市計画マスタープランに基づき、都市計画法に基づく区域区分、用途地域、地区計画等の都市計画の見直しを図ります。

(4) 農業生産基盤整備の推進

農地の保全管理や、農業生産の効率化のため、農地の集積化や集約化を促進するとともに、農業生産基盤整備を推進します。

2. 2. 挑戦の推進

(1) 起業・創業を推進する環境の整備

新たに起業・創業する事業者を支援するため、セミナーや経営相談を行います。また、起業・創業を推進する環境の充実を図ります。

(2) 多様な人材の活躍の場の創造

女性、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材の活躍につながる事業の立ち上げを推進します。また、女性、高齢者、障がい者自身による起業・創業に向けた取り組みを推進します。

(3) 事業者連携による挑戦の推進

市内事業者の連携による新商品開発等の挑戦を推進します。特に、農商工業者の連携の強化をめざし、6次産業化商品開発に資する支援制度等の整備をめざします。

2. 3. 円滑な事業承継の推進

(1) 後継者育成の推進

経営者の交代を計画的に行い、円滑な事業承継を行えるよう、後継者育成を推進します。また、経営者交代における諸課題の支援体制を構築し、経営の刷新が図れるよう、経営相談を行います。

(2) 事業売却、合併による事業承継の推進

市内事業者の抱える人材や設備は、市の産業にとって価値あるものです。やむを得ず廃業を選択する場合であっても、事前に事業の譲渡・売却・合併等を推進できる仕組みを検討し、廃業による産業の縮小の抑制を図ります。

2. 4. 経営基盤の強化

(1) 事業者情報発信、事業者間交流の推進

市内事業者の優れた技術や製品に関する情報発信の機会、事業者同士が交流できる機会となる産業フェアを開催し、新たなビジネスや製品を生み出すきっかけを作ります。また、市民へ事業内容を広く周知し、市民の産業に対する理解を得られるよう努めます。

(2) 制度融資の拡充

事業者の経営安定を図るため、事業者向けの制度融資の拡充に努めます。国・県をはじめとする関係団体の情報収集にも努め、適切な制度融資を案内できる体制を整備します。

(3) 国内外の展示会等への出展推進

国内・海外の展示会や商談会への事業者の出展を推進し、販路拡大の推進、市場や顧客ニーズの把握、新技術や新製品の開発に努める事業者を支援します。

(4) 経営改善の支援

経営革新計画承認取得支援、経営セミナー、認定農業者等に対する情報提供等による経営改善を促

進めます。

2. 5. 雇用/就労の支援とワークライフバランスの推進

(1) 女性活躍の推進

子育てや介護と仕事を両立できる女性の働き方を推進します。また、「多様な働き方実践企業」の認定取得や農業における家族経営協定の締結を促進します。

(2) 高齢者活躍の推進

高齢者が過去に培ってきた経験やスキル、人脈は市内産業にとって有益な資源であり、事業者にとって即戦力となります。高齢者の新たな活躍の場を紹介する仕組みを作るほか、地域の高齢者の雇用、能力活用の挑戦を促進します。

(3) 障がい者活躍の推進

障がい者の雇用に関し、中小企業等には十分な知識や情報がない場合もあります。事業者側が雇用に踏み切るきっかけ、障がい者が就労するきっかけを作るため、働きたい障がい者と事業者のマッチング事業を展開し、障がい者と事業者それぞれの挑戦を促進します。

(4) 外国人活躍の推進

活力ある産業の発展のためには、国籍を問わず様々な人材の活躍が必要です。経済のグローバル化が進む中、外国人の活躍の場は今後ますます増加すると考えます。外国人の挑戦と活躍の場を増やし、地域経済の活性化を図る事業者の挑戦を促進します。

(5) 人材マッチングの推進

農業、商業、工業とも、人材不足が叫ばれています。若年者等を対象とした相談や就職セミナー等を実施し、若者の就労を支援する相談機関との連携を図るとともに、事業所の求人や内職募集等の求人情報の収集を行い、職業紹介を行います。また、市内事業者を対象とした合同面接会等の機会を作り、積極的に企業情報を発信し、事業者と求職者のマッチングを行います。

(6) 企業内保育所の設置促進

現在の従業員に対する福利厚生の上昇のみではなく、雇用を確保して事業を持続可能にするためにも

必要であることから、企業内保育所の設置を促進します。

(7) ワークライフバランスの推進

ワークライフバランスの推進は、優秀な人材を得て事業の競争力を向上するためにも重要です。また、「ライフ」の部分は地域社会の形成にも重要な役割を担います。子育て、介護、地域活動、趣味等の時間と仕事の両立を目指し、「多様な働き方実践企業」認定制度等の普及支援や勤労者の意識の啓発等を行い、事業者や勤労者が自発的にワークライフバランスを推進する流れを作ります。

(8) 労働環境の充実

勤労者の労働意欲の向上を図るため、優良勤労者等の表彰、事業所における福利厚生事業の取組み支援、住宅取得等に対する制度融資の充実を図ります。また、労使間の労働条件や労務管理の改善等の解決を支援する相談窓口の充実に努めます。

2. 6. 職住近接の推進

(1) 職住近接の推進

市内経済循環の活性化と地域の活力向上のため、職住近接の働き方を推進します。合同企業面接会や大学での説明会には事業者だけではなく市も共同で参加し、吉川市に住み、地元で働くことを提案し、充実したワークとライフの両方を実現します。

2. 7. 産業経済団体との連携強化

(1) 市内産業経済団体との連携事業強化

市内産業の発展及び活性化を促進するため、市内産業経済団体の活動を支援するとともに、農業、商業、工業の連携を強化し、産業振興を図ります。

2. 8. 地域ブランドの推進

(1) 地域ブランドを用いた活性化

吉川市の地域ブランドとして、「吉川大吉ブランド」や「吉川ものづくりアワード」を推進し、地域資源を活用した新商品開発等を促進し、付加価値の向上、PR、販路の拡大を支援します。

(2) アンテナショップ、直売所の充実

消費者の利便性向上と地産地消の理解の浸透、生産者の販路拡大、上記のブランドのPRのため、アンテナショップと農産物直売所を充実します。

2. 9. 観光基盤整備による産業の振興

(1) 市と市内事業者との協働イベントの推進

市と事業者の協働イベントで市のPRを推進します。イベントを通して事業者同士の連携を深めるとともに、イベントを観光資源として活かし、産業の振興を図ります。

(2) 市内観光資源の充実

観光スポットの形成や観光資源のネットワーク化を図るとともに、観光マップの作成や観光情報の発信に努め、農商工の地域産業と観光の連携等、新たな観光資源の開発を促進します。

2. 10. 危機管理の強化

(1) 災害時の相互協力の推進

災害時における協力体制の強化を図り、市民の事業所に対する理解を深め、災害に強いまちづくりと地域産業の活性化が両立する関係を目指します。

(2) 防災・減災に対する意識の高揚

各事業所において災害用備蓄物資や資機材の充実、設備等の転倒防止対策に努めるとともに、防災・減災に対する意識の向上が図られるよう、災害に対するBCP策定を支援します。

2. 11. 環境負荷を低減するエネルギーの活用

(1) 持続可能な社会を支えるエネルギー活用の促進

再生可能エネルギー等の持続可能な社会を支えるエネルギーの導入を促進するため、エネルギー利用に関する計画を策定します。

2. 12. 産業を通じた子どもの教育の推進

(1) 産業への理解の機会創出

市内の児童・生徒の社会科見学、職業体験、ものづくり体験等を推進し、地域産業について理解を深

め、勤労に対する意識を育成します。

(2) 将来の産業を担う人材の育成

将来の地域産業を担う人材育成のため、職場体験学習等を通し、勤労や職業について考える機会を創出し、勤労観や職業観を育む教育を推進します。

(3) 教育機会の提供

市と市内事業者が協働で子供や若者の教育機会の提供を推進します。

2. 13. 市民への情報提供の推進

(1) 情報交換の機会創出

市からの積極的な情報発信により、市民の産業振興基本条例や産業に対する理解を促進し、市民の生活の質の向上と地域産業の活性化が両立する関係を目指します。

(2) 市民参加型のイベント開催の推進

市と市内事業者の協働イベント等を通して、生産者と消費者の連携を深め、市民の産業に対する理解や市内での消費を推進します。

2. 14. 産業を通じたシティプロモーションの推進

(1) 産業を通じたシティプロモーション

吉川市の歴史・文化に根差した新商品の開発や販路拡大を促進して市内外に「吉川らしさ」を発信し、産業を通じたシティプロモーションを推進します。

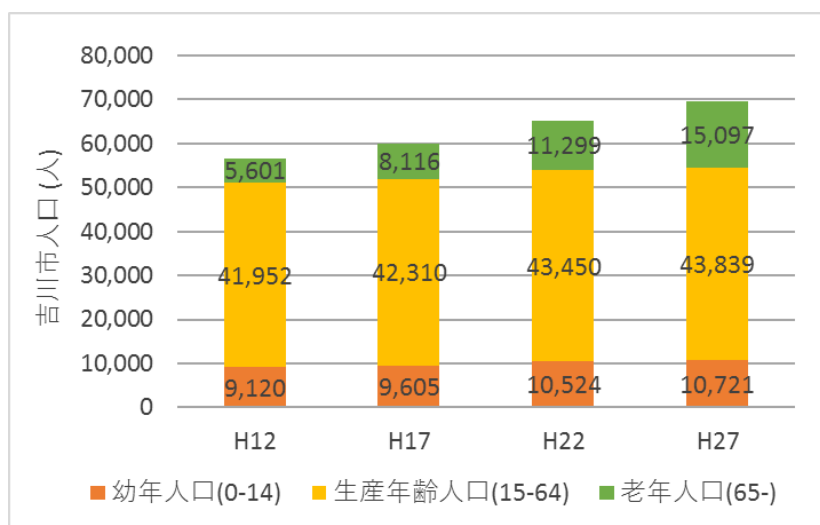
(2) 市の産業の歴史、文化の理解推進

市内産業の歴史および現在の産業の姿について理解を深めると共に市民の郷土愛を醸成するとともに、「住み続けたい」、「住んでみたい」と思うまちを創るため、まちの魅力・情報を積極的に発信します。

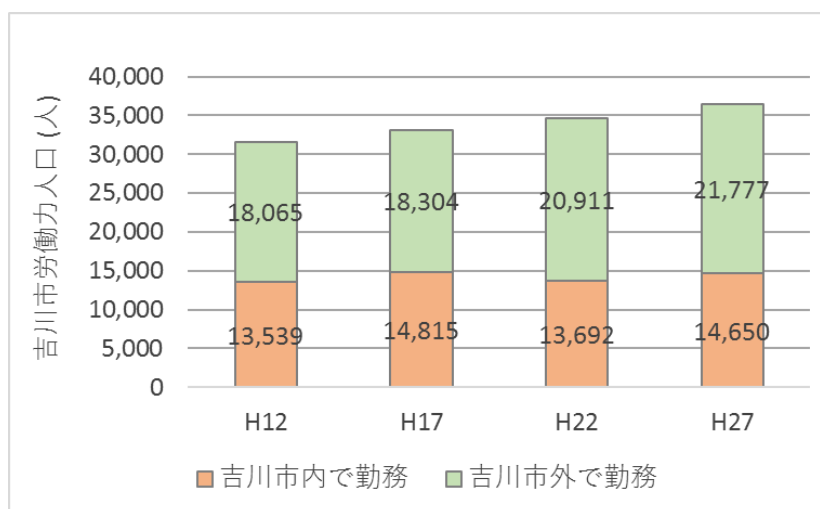
資料1. 市の産業に関わるデータ集

1. 人口

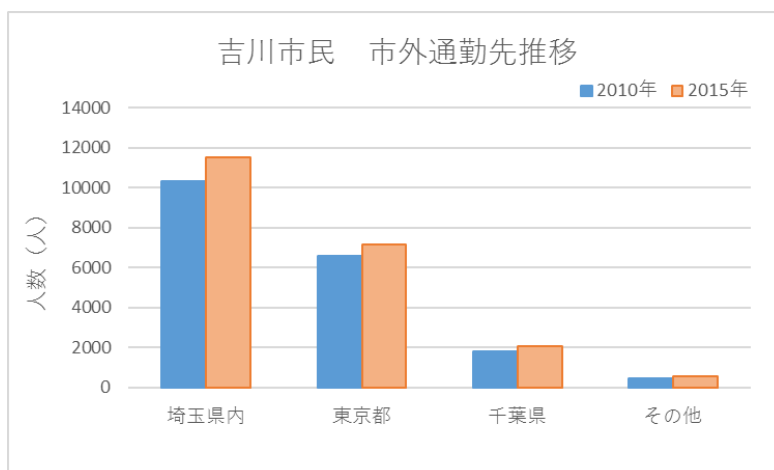
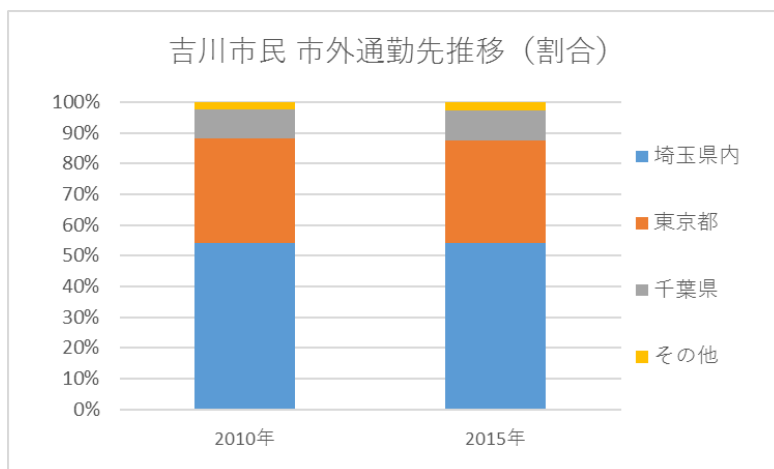
吉川市の人口は単調増加を続けており、毎年 1.4%程度(平均約 800 人)の伸びを見せている。幼年人口(0-14 歳)、生産年齢人口(15-64 歳)、老年人口(65 歳以上)のいずれも増加しているが、その増加率は大きく異なる。幼年人口、生産年齢人口は微増に留まっている一方、老年人口が大きく増加している。生産年齢人口と老年人口の比は、平成 12 年ではおよそ 7:1~8:1 であったものの、平成 27 年には 3:1 となっており、高齢化が進行している。



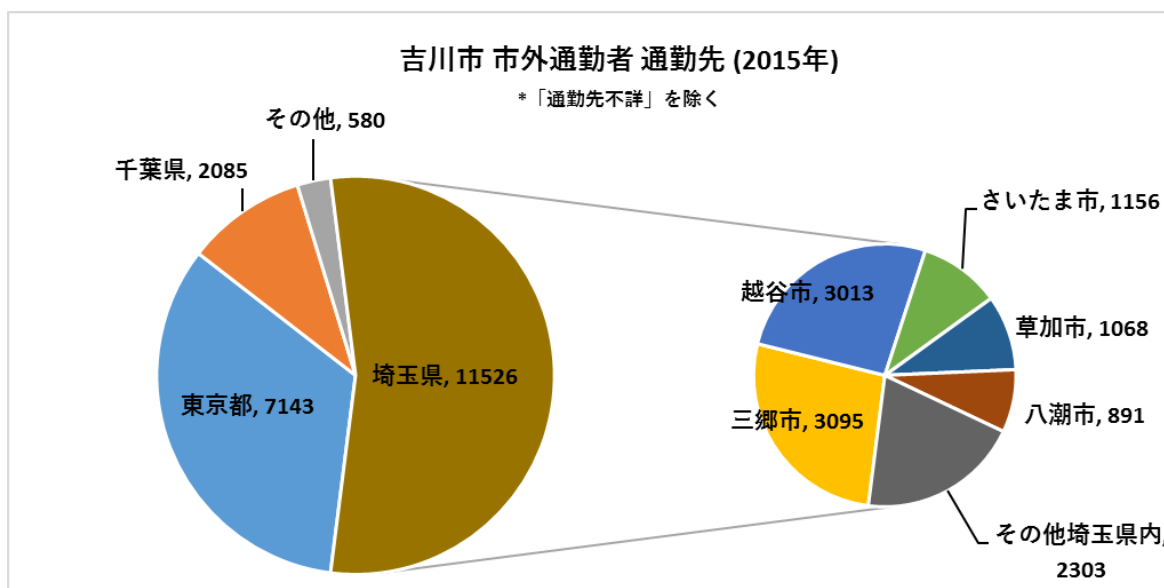
人口増加に伴い、労働力人口も増加している。しかしながら、市内で勤務している人数は、平成12年以降、大きく変化していない。一方、市外で勤務している人数は年々増加しており、直近では5人のうちおよそ3人が市外で働いている。



市外通勤者の通勤先は、埼玉県内がおよそ半分、東京都が 1/3、千葉県が 1/10、残りは茨城県、神奈川県が多い(グラフでは「その他」の部分)。2010 年から 2015 年(平成 22 年から 27 年)の間、市外通勤者は大きく増加しているものの、通勤先に関してはほとんど変化が見られない。

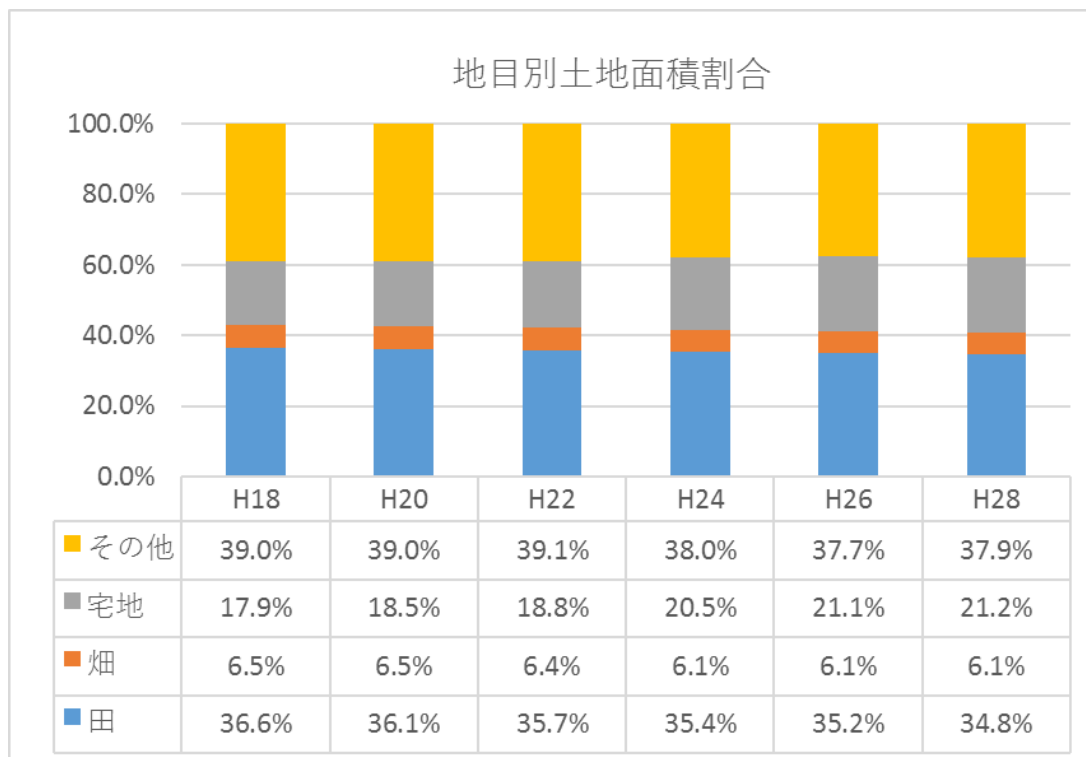


さらに、市外通勤者のうち、埼玉県内に通勤する人の数は、隣接する三郷市と越谷市が半分以上を占め、さいたま市、草加市、八潮市が続く。



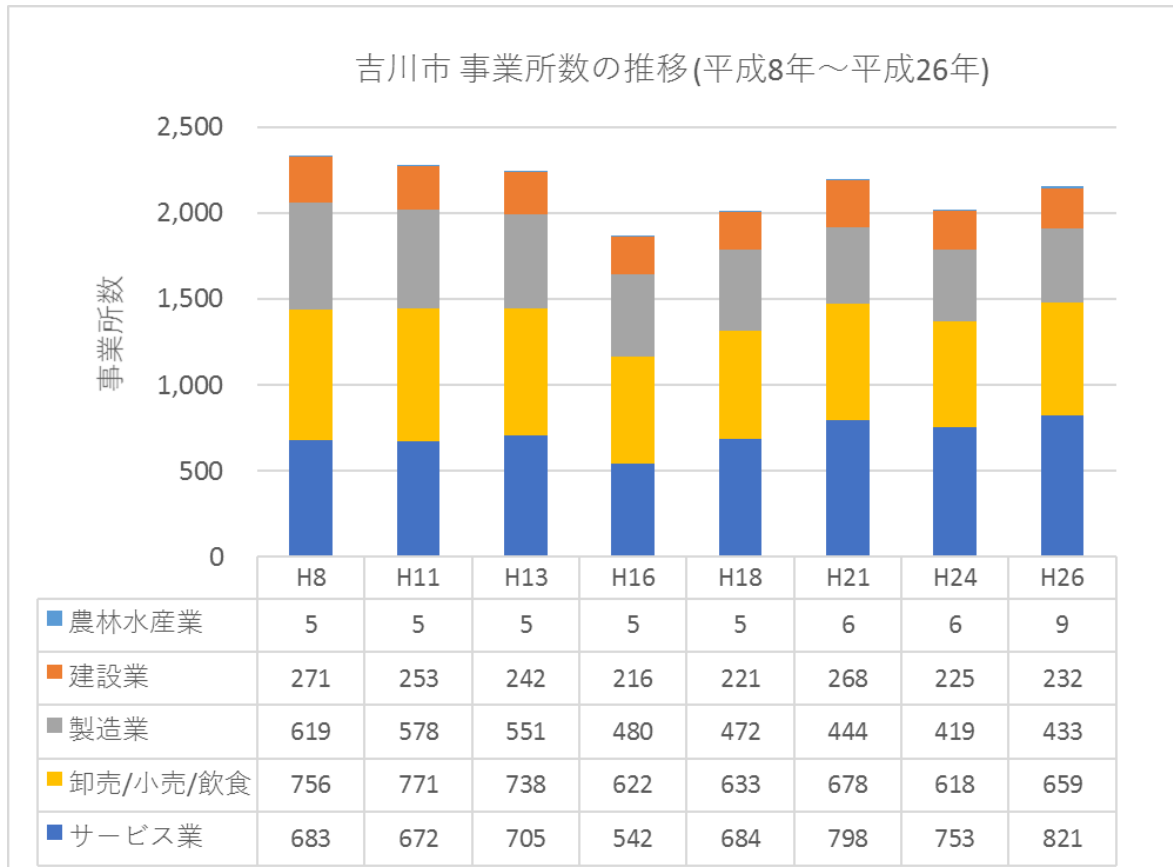
2. 土地利用

平成18年から平成28年までの地目別土地面積割合を見ると、田・畑がわずかに減少する一方、宅地は約18%から21%に増加している。しかしながら、地目の4割以上は田・畑であり、農地の割合が大きいことが吉川市の特徴の一つである。

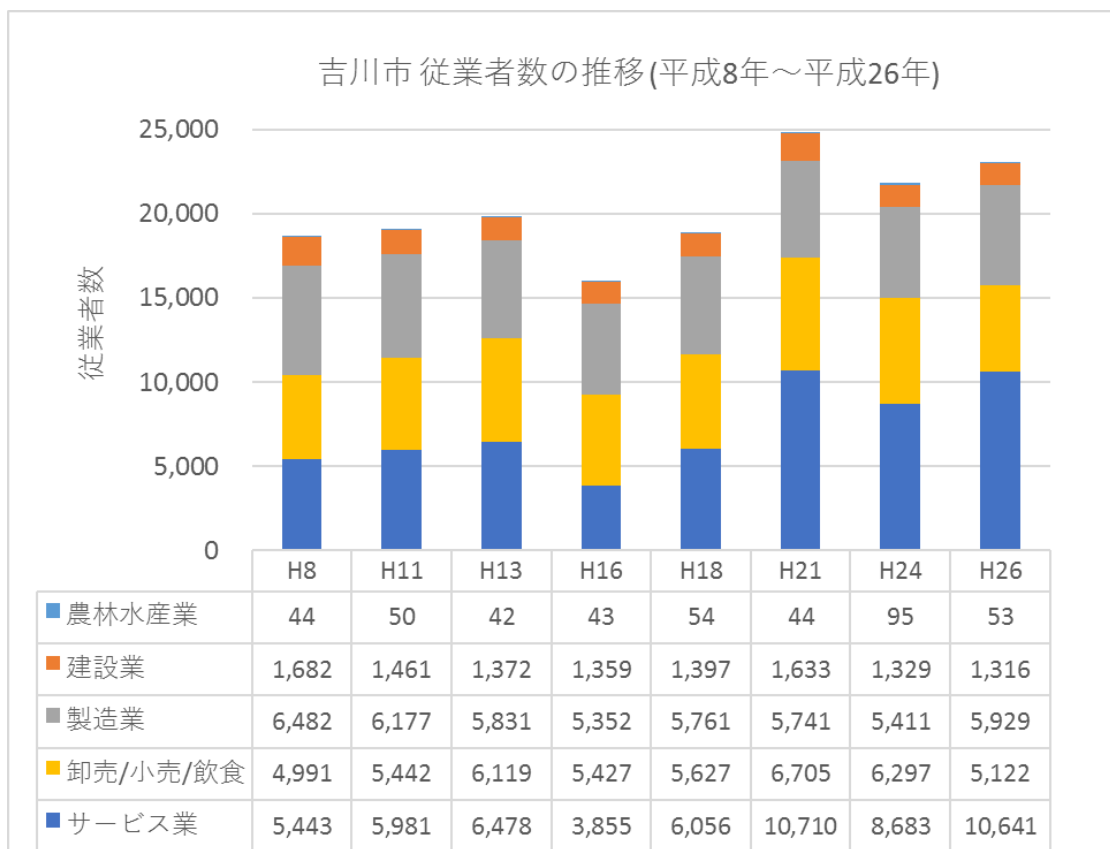


3. 事業所数・従業者数

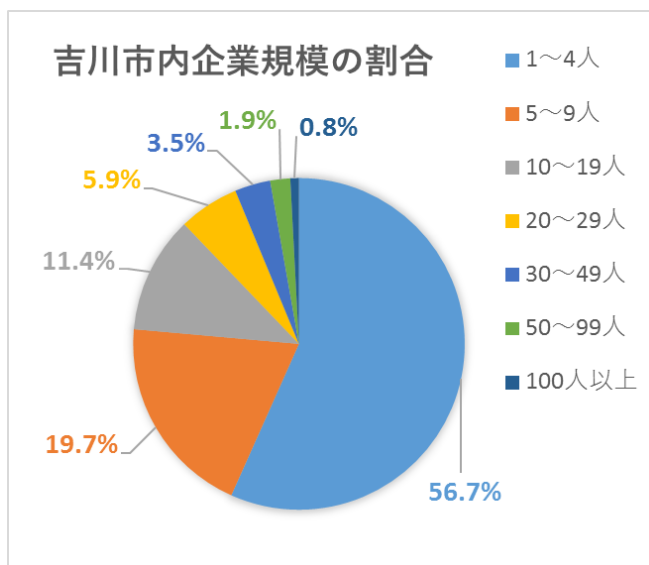
経済センサスによると平成26年時点の市内事業所数は 2154 社あり、事業所の総数は増減があるものの平成8年以降概ね横ばいで推移している。一方、産業別に見ると事業所数の増減が大きいものがあり、平成8年から平成26年を比較すると建設業は14%減少、製造業は30%減少、卸売/小売/飲食業は13%減少とそれぞれ数を減らしている。逆にサービス業では、同期間で20%増加している。



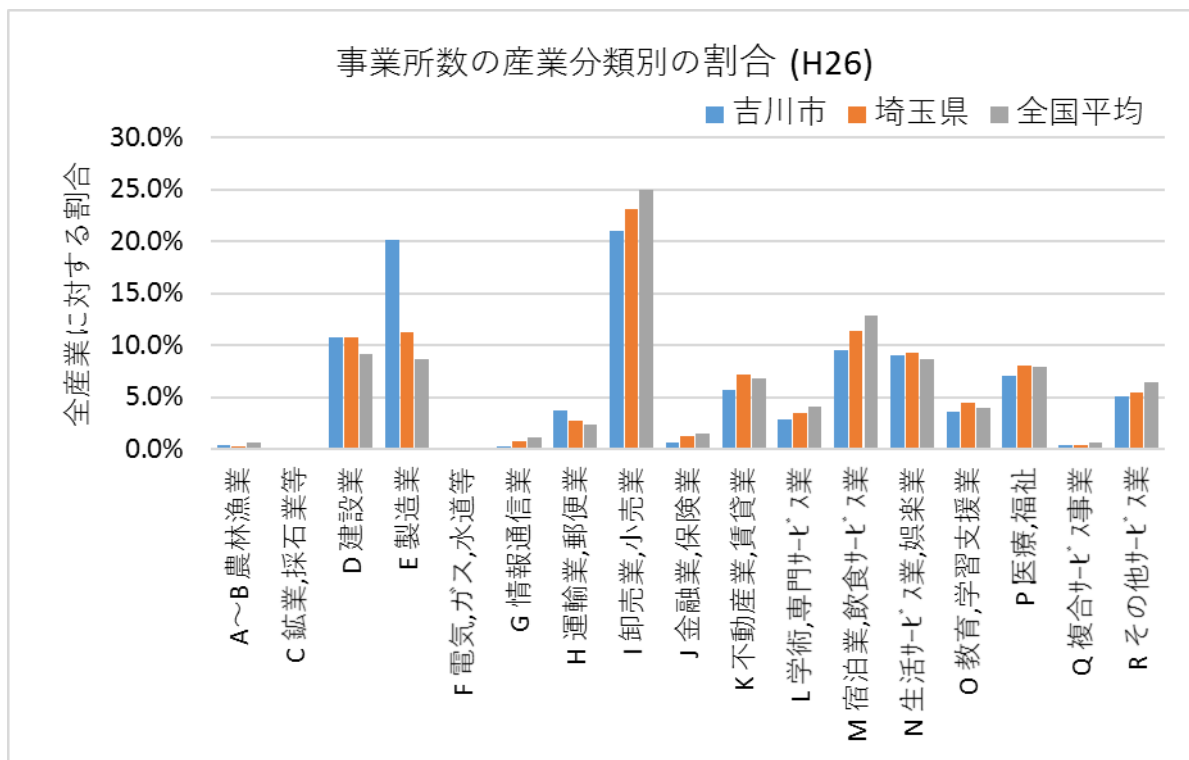
従業者数は、事業者数の変化に合わせて増減を繰り返しているものの、全体としては増加傾向にあり平成8年から平成26年を比較すると約21%増加している。しかしながら、業種別に見ると、建設業従業者は約22%減少、製造業従業者は19%減少と大きく数を減らしている。逆にサービス業従業者は、96%増加しており、ほぼ2倍となっている。医療・福祉関係の従業者が平成18年以降急激に増えたことが要因と考えられる。



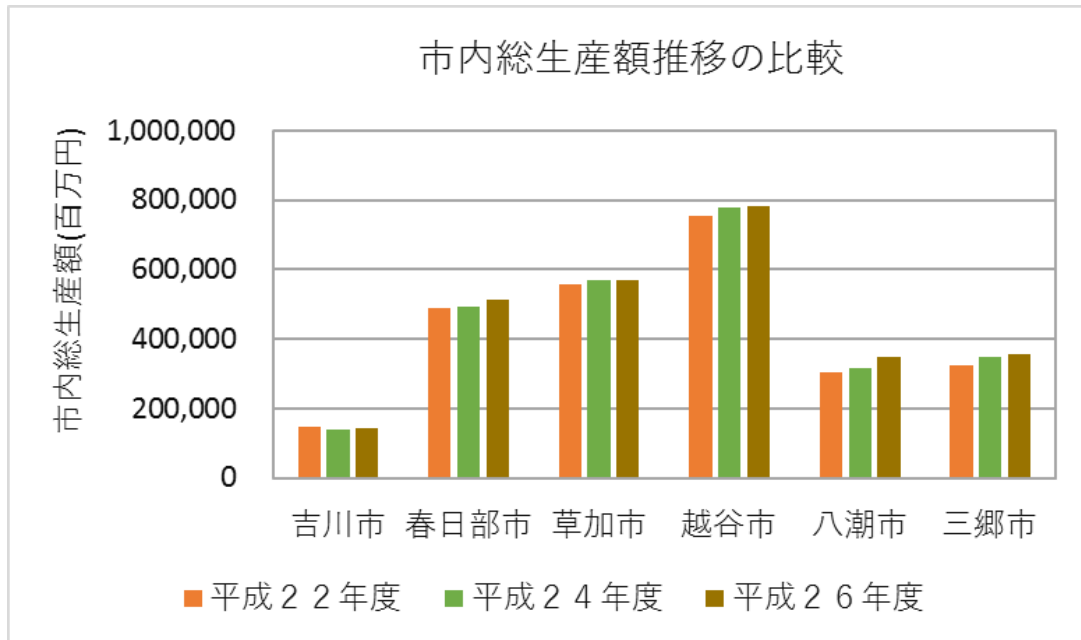
また、吉川市内の企業のうち、9人以下の企業が全体のおよそ4分の3を占め、「中小企業」の定義にあてはまる規模の会社(従業員100名以下、ただし製造業は300名以下、小売は50名以下)は約99%を占める。



事業所数の産業分類別の割合を埼玉県平均、全国平均と比較すると、製造業の割合が飛びぬけて多い点が吉川市の特徴である。

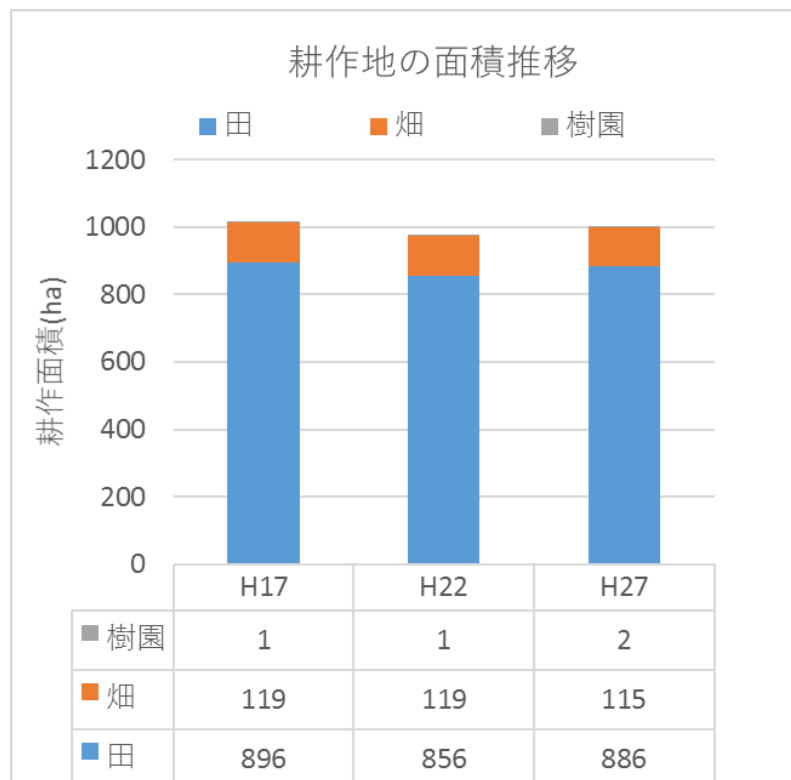
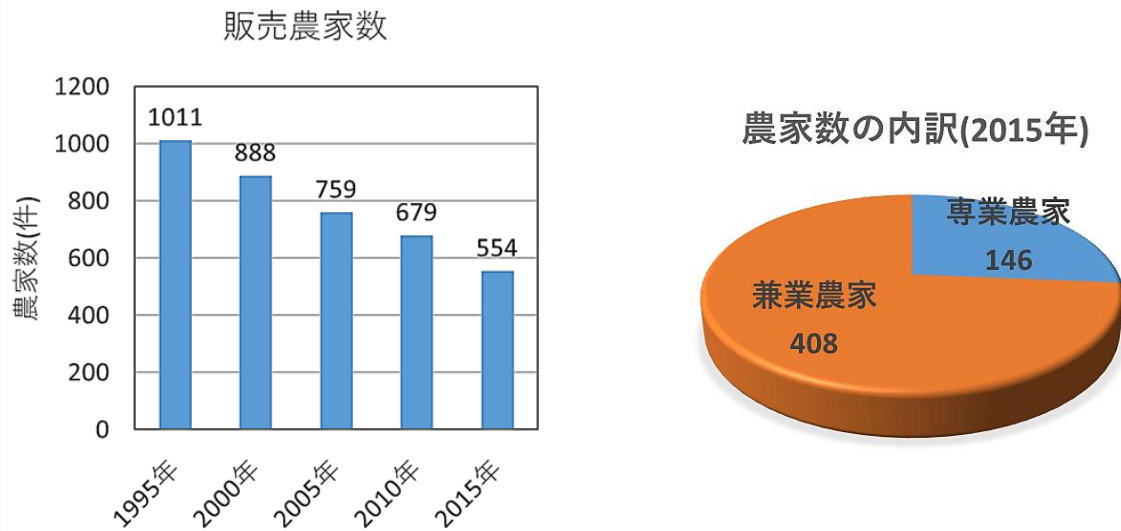


市内総生産額の推移の比較を示す。平成22年度に対する平成26年度の値は、吉川市では-2.8%と減少を示した一方、近隣市の春日部市(+4.6%)、草加市(+1.8%)、越谷市(+3.7%)、八潮市(+14.3%)、三郷市(+9.9%)ではいずれも増加している。



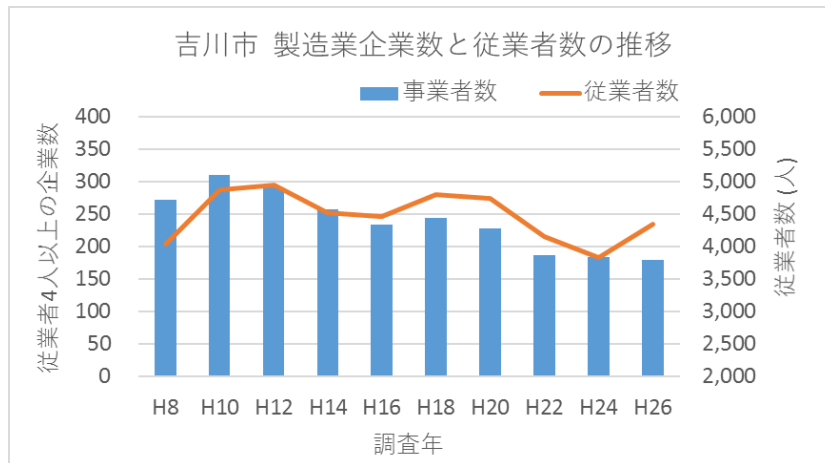
4. 農業

耕作地の面積はほとんど変動がない一方、農家数は減少を続けている。2015年時点では、専業農家は146戸である。

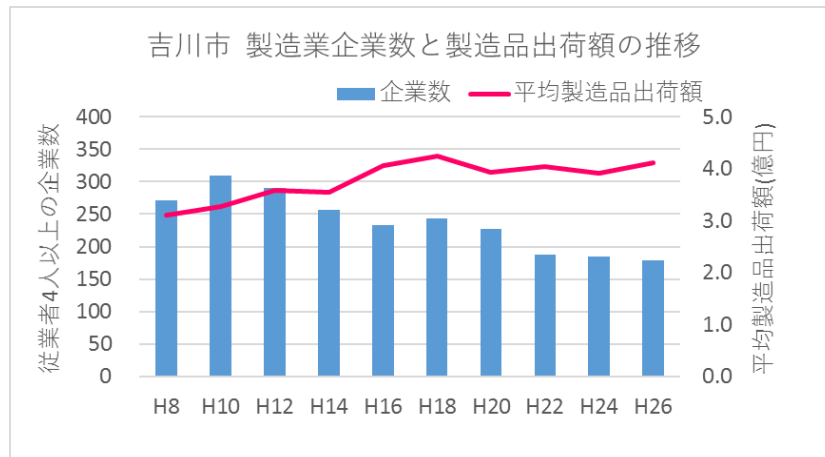
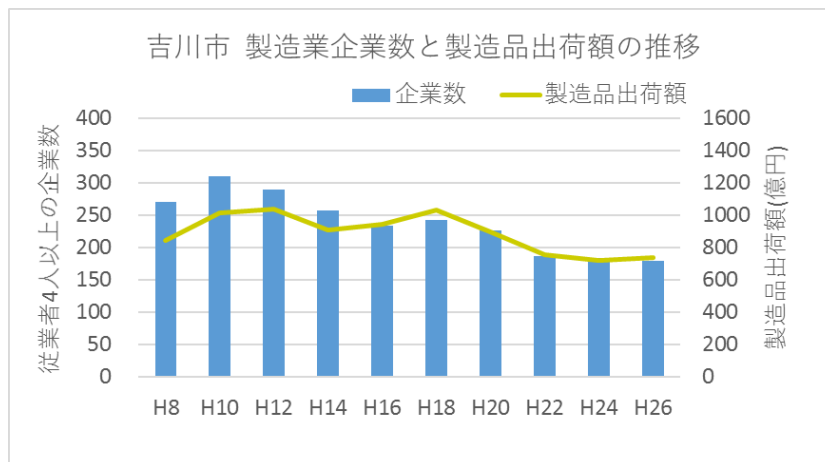


5. 製造業

製造業は平成10年時点では約300社が存在したが、平成26年時点では約180社まで減少しており、3分の2を割り込んでいる。一方、従業員数は増減があるものの、概ね4000～5000人の範囲で推移しており、1企業当たりの従業員数は増加していることが示唆される。

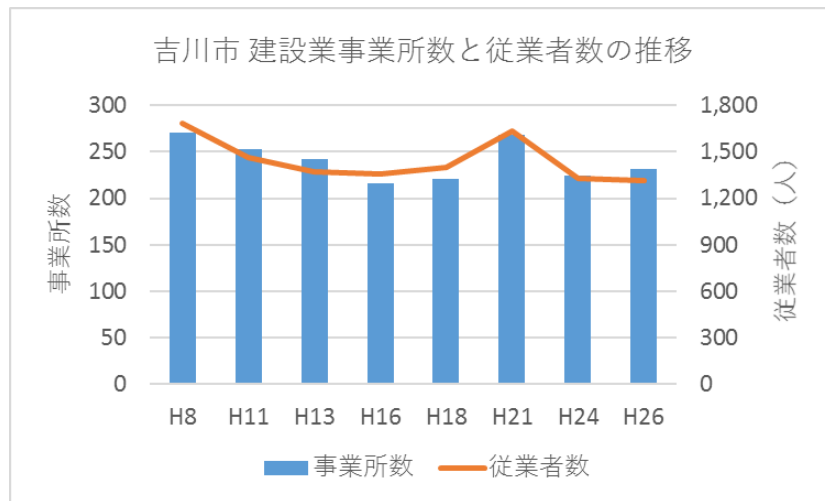


製造品出荷額は企業数の推移にあわせて減少傾向にあり、ピーク時と比較して3割近く減少している。しかしながら、1社当たりの出荷額を算出すると、横ばいから微増の傾向にある。全体額の減少は企業数の減少に伴うものであり、残っている企業は維持・成長を続けていると考えられる。



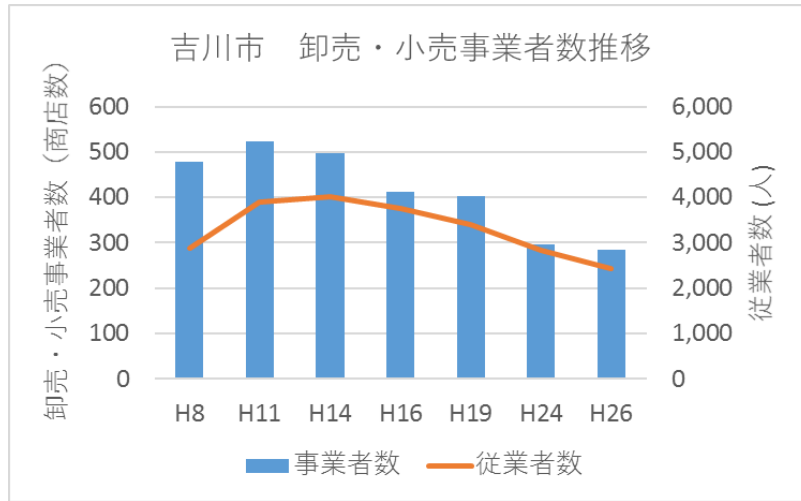
6. 建設業

事業所数、従業者数ともに変動が見られるものの、ほぼ横ばいで推移している。製造業のような大きな減少は見られない。

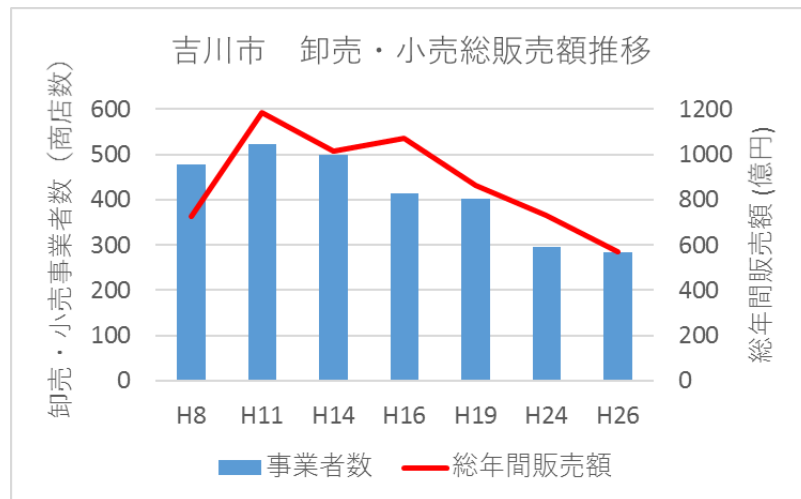


7. 卸売・小売

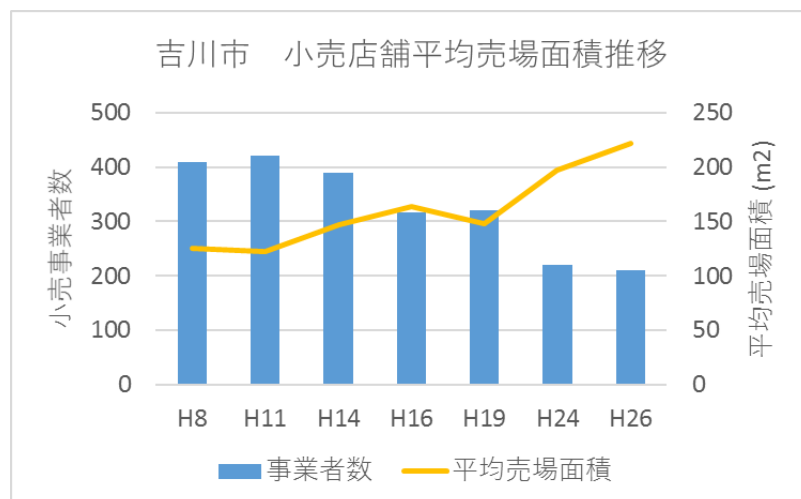
事業所数(商店数)は平成11年をピークに、従業者は平成14年をピークに減少を続けている。



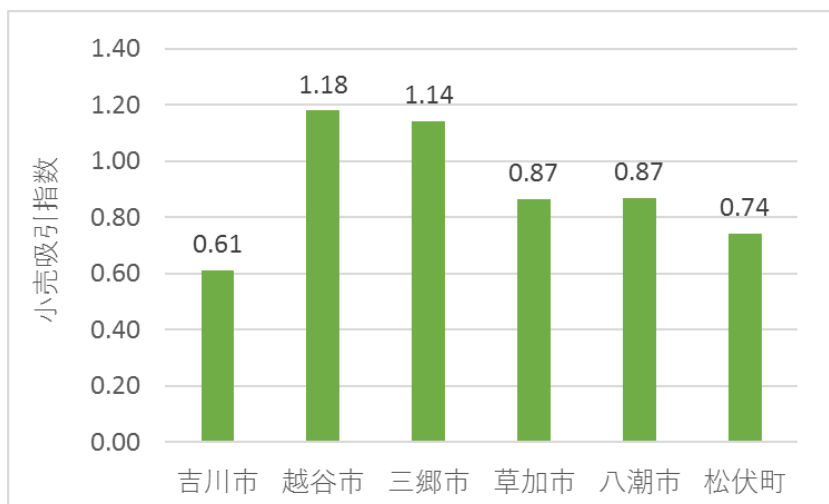
販売額についても、平成11年をピークに減少を続けており、平成26年時点では、平成11年の半分程度まで落ち込んでいる。



小売店の平均売場面積については増加傾向にある。小規模店舗が減り、大型店舗が平均を押し上げていると考える。



5市1町(吉川市、越谷市、三郷市、草加市、八潮市、松伏町)を対象区域として、小売吸引指数を計算すると、下記の表の通りとなる。流入超過となっているのは大型商業施設を抱える越谷市と三郷市の2市、その他は流出超過となっている。吉川市は5市1町で最も小さくなっており、市外への流出(市外で買い物をする金額)が最も大きいと示唆される。



小売吸引指数：市町村の1人当たりの年間販売額/対象区域内の1人当たりの年間販売額

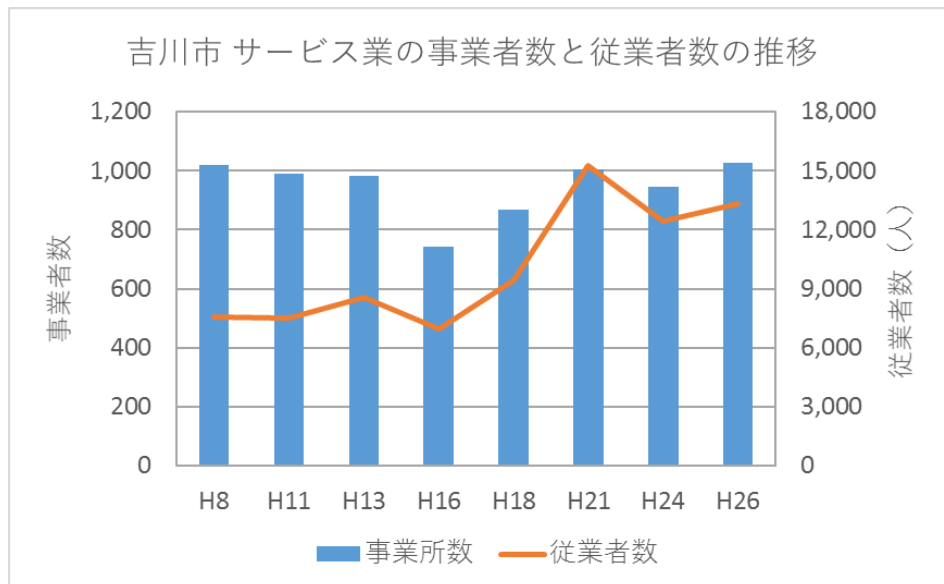
(1より大きいと流入超過、1より小さいと流出超過と判断できる)

* 計算式

小売吸引指数 = (市町村の年間小売販売総額/市町村人口)/(対象区域の年間小売販売総額/対象区域内の人口)

8. サービス業

飲食業を含むサービス業の事業者総数は、平成16年に一時的に減少したものの、その後数は増加しており、1000 事業所を超えている。平成16年以降の事業者増加に伴い従業者数も増加しており、平成26年時点では平成16年対比で約2倍となっている。



* H8～13 は複数の統計データ(経済センサス、商業統計)からの推算値。H16 以降は経済センサスのデータを使用。

資料2. 吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例

吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興に関し、基本理念及び施策の基本的方針を定めること等により、産業振興施策を総合的に推進し、もって本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利非営利を問わず、市内において事業を営む法人、団体及び個人をいう。
- (2) 勤労者 市内に在勤する者をいう。
- (3) 市民 市内に在住し、又は在学する者をいう。
- (4) 産業経済団体 事業者によって組織された産業振興等を目的とする団体をいう。
- (5) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で市内に所在するものをいう。
- (6) 協働 異なる主体が、課題を解決するために目的意識を共有し、相互の立場及び特性を認識し、及び尊重しながら共通の目標に向かって取組を行うことをいう。

(基本理念)

第3条 事業者、勤労者、市民及び市は、協働に基づいた産業振興施策により、本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上を目指したまちづくりを推進する。

(基本的方針)

第4条 産業振興施策の基本的方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農商工業用地の確保、整備及び保全、新規参入の可能な環境整備、道路網の整備等を推進することにより市内産業基盤の整備を図ること。
- (2) 起業及び創業を推進するとともに、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等(以下「若者等」という。)の活躍できる場の創出等新しい挑戦を推進することにより市内産業の活性化を図ること。
- (3) 事業後継者の計画的な育成、円満な事業売却及び合併等による事業者の円滑な事業承継を推進することにより持続的な雇用及び産業の発展を図ること。

- (4) 事業者の情報発信及び交流、融資制度の拡充、農商工の事業連携、新商品の開発、販路の拡大等により事業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 雇用及び就労への支援により事業者の人材確保を推進し、並びにワークライフバランスの推進等を行うことにより若者等多様な勤労者がその能力を最大限に発揮できる環境を目指すこと。
- (6) 職住近接を推進することにより市内経済循環の活性化及び地域の活力向上を図ること。
- (7) 産業経済団体と市の連携の強化を図ることにより地域の活性化を図ること。
- (8) 地域ブランドの創造、販売網の整備等を推進することにより市外との経済循環を活性化すること。
- (9) 市内観光資源の開発及び活用による観光基盤整備を推進し、並びに市と事業者との協働イベント、新商品開発等を推進することにより経済の活性化を図ること。
- (10) 災害時における相互協力の推進等を通し、危機管理体制の強化を図ること。
- (11) 環境負荷を低減する新エネルギーへの転換を推進することにより持続可能な社会の実現を目指すこと。
- (12) 産業を通じた子どもへの教育を推進することにより次世代の地域産業を担う人材の育成を図ること。
- (13) 市民への情報提供を通し、この条例の基本理念の理解を図ることにより協働による産業振興施策を推進すること。
- (14) 産業を通じたシティプロモーションを行うことにより市民の郷土愛を育むこと。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査、研究及び施策の立案を行い、財政上の措置を講ずる。

- 2 市は、吉川市総合振興計画等に基づく施策と産業振興施策の整合を図る。
- 3 市は、国、都道府県その他の関係機関の取組についての情報収集に努める。
- 4 市は、事業者、勤労者、市民及び市による意見交換の場を設けるよう努める。
- 5 市は、産業振興施策について、事業者、勤労者及び市民に情報提供を行い、理解を得るよう努める。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、経済的又は社会的な環境の変化に対応して、自主的に事業活動の維持及び発展に努める。

- 2 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用環境の充実及び円滑な事業承継を図り、勤労者の生活を保障するとともに、高い士気のもとに、勤労者の自発性が発揮される環境を確立するよう努める。
- 3 事業者は、産業経済団体に加入するよう努めるとともに、産業経済団体が行う活動に協力し、事業者間の連携を推進することで市内経済循環を活性化するよう努める。
- 4 事業者は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力を努める。
- 5 事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を認識し、持続可能で豊かな地域社会の実現に貢献し、勤労者及び市民の幸福実感を向上させるよう努める。

(勤労者の役割)

第7条 勤労者は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力を努める。

- 2 勤労者は、自身の知識及び技能が市内産業を支えていることを理解し、勤労を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。
- 3 勤労者は、消費者としての行動が市内産業に与える影響を理解し、その消費行動を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力を努める。

- 2 市民は、市の歴史、文化及び産業について理解を深め、主体的にまちづくりに参加するよう努める。
- 3 市民は、消費者としての行動が市内産業に与える影響を理解し、その消費行動を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。

(学校の役割)

第9条 学校は、次世代の地域産業を担う人材の育成のため、この条例に基づく産業振興施策に協力するよう努める。

- 2 学校は、市の歴史、文化及び産業についての理解を深めるための事業を実施するよう努める。

(産業振興計画)

第10条 市長は、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業振興に関する計画

(以下「産業振興計画」という。)を策定するものとする。

- 2 産業振興計画は、第3条に規定する基本理念及び第4条各号に掲げる基本の方針を踏まえたものでなければならない。
- 3 市長は、産業振興計画の策定、変更又は評価をするに当たっては、事業者、勤労者、市民、有識者等の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

資料3. 吉川市商工対策審議会条例

吉川市商工対策審議会条例

昭和 57 年 6 月 17 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 本市の商工業の振興を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき吉川市商工対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項の調査及び審議をする。

- (1) 商工団体の育成及び振興に関すること。
- (2) 商工の環境整備に関すること。
- (3) 商工業の経営及び金融に関すること。
- (4) 商工業の雇用に関すること。
- (5) 商工観光事業に関すること。
- (6) 大型店出店に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 商工業者を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 消費者

(委員)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるため委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、調査審議のため関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部商工課において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第27号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第46号)抄

(施行期日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第25号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第22号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料4. 産業振興会議設置規則

吉川市産業振興会議設置規則

平成30年5月17日

(設置)

第1条 市は、吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例（平成30年吉川市条例第12号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、産業振興計画の策定、変更又は評価その他産業振興に関し広く意見を聴くため、吉川市産業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、市長からの依頼に応じ、次に掲げる事項について、意見を述べる。

- (1) 産業振興計画の案に関する事。
- (2) 産業振興計画の変更又は評価に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興に関する事。

(組織)

第4条 会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 産業経済団体の役員
- (2) 金融に関する有識者又は実務経験者
- (3) 産業振興部長

3 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 会議は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 市長又は会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、産業振興部商工課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。